

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅱ－２ 財務の健全性等	Ⅱ－２ 財務の健全性等
Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置） （略）	Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置） （略）
Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等	Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等
Ⅱ－２－２－１ 統合リスク管理【組合】 （略）	Ⅱ－２－２－１ 統合リスク管理【組合】 （略）
Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】 （略）	Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】 （略）
Ⅱ－２－２－３ 早期警戒制度【共通】 （略）	Ⅱ－２－２－３ 早期警戒制度【共通】 （略）
Ⅱ－２－３ 収益性 （略）	Ⅱ－２－３ 収益性 （略）
Ⅱ－２－４ 信用リスク	Ⅱ－２－４ 信用リスク
Ⅱ－２－４－１ 意義【共通】 (1)・(2) （略）	Ⅱ－２－４－１ 意義【共通】 (1)・(2) （略）

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	(3) <u>農協法自己資本比率告示第4章第6節又は農中法自己資本比率告示第4章第5節に規定する信用リスク削減手法は、一般的に、信用リスクを大きく削減することから、効果的なリスク管理手段として活用されている。一方で、当該信用リスク削減の枠組みにおいて、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の活用を含め、潜在的な規制裁定行為のおそれがある。</u> <u>特に、損益計算において、保証に伴う損失と費用の認識を遅らせるとともに、名目的なリスクの移転によって、保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを低減することで、自己資本比率計算上の利益を直ちに享受するような取引について規制裁定行為が認められる。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引（以下「高コスト信用保証取引」という。）についてこうした行為が認められる。こうした高コスト信用保証取引は、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本額計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りするという問題を有しているといえる。</u>
Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、 (1)～(10) (略) (新設)	Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、 (1)～(10) (略) (11) <u>上記Ⅱ－２－４－１(3)の問題を踏まえ、信用リスク削減手法を評価するに当たり、系統金融機関自身は以下の点を考慮すべきであり、また、当</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<u>局は以下の点を踏まえ、信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断する。</u> ① <u>自己資本比率の計算上、まだ認識されていないプレミアムや支払費用の現在価値と、様々なストレスシナリオの下で生じ得る、保証対象となるエクスポージャーの期待損失の比較</u> ② <u>市場価格に対する取引価格の比較（現金以外に支払われるプレミアムについても適切に勘案することを含む。）</u> ③ <u>保証購入者によるプレミアム等の支払いのタイミング（保証購入者による保証対象エクスポージャーに対する引当てや減損のタイミングと、保証提供者による保証金支払のタイミングの潜在的な違いを含む）</u> ④ <u>潜在的な将来損失が発生し得るタイミングと、信用保証の可能性の高いデュレーションとの関係性を評価するための、将来の保証金支払日の分析</u> ⑤ <u>保証購入者の保証提供者に対する依存度の増加と、保証提供者による支払義務の履行能力の低下が同時に起こり得るような特定の状況に係る分析</u> ⑥ <u>保証購入者がその収益、資本及び財務状況等を踏まえ、適切にプレミアムの支払を行うことが可能であるか否かの分析</u> ⑦ <u>保証取引の合理性や当該保証取引に伴う将来的な費用及び便益に係る保証購入者による分析内容を記した内部の記録の分析</u> (12) <u>当局はまた、以下のような特徴を持つ信用保証取引について、より一層の注意を払う。</u> ① <u>保証対象エクスポージャーの額と比較して支払いプレミアムが高額な</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。	<u>取引。例えば、保証に伴う費用の合計額が、保証対象エクスポージャーの額と等しくなるあるいは超過するような取引や、保証対象エクスポージャーの価格変動やパフォーマンスに応じ、保証提供者が保証購入者にリベートという形で支払プレミアムを一部払い戻すことにより、結果として過大なプレミアムの支払となっているような取引。</u> ② <u>保証対象エクスポージャーが時価評価されておらず、当該保証対象エクスポージャーに係る損失が損益計算を通じて認識されない取引。</u> ③ <u>信用保証取引の結果として、リスク・ウェイトや規制資本の額が大幅に低下するような取引。例えば、信用保証の対象となるエクスポージャーに対するリスク・ウェイトが150%を超えるような場合。</u> ④ <u>保証に対するプレミアムの支払いが、保証対象のエクスポージャー額と比例関係にない取引。例えば、保証対象エクスポージャーの減損やデフォルトの有無にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている取引や、前払プレミアムや保証終了時に支払われる予定のプレミアムが損益計算を通じて費用として認識されない取引</u> ⑤ <u>信用リスク削減に係る費用の合計額を増加させるような取引。例えば、保証購入者にとって高コストな取引、保証提供者に対する追加担保提供義務を負う取引、取引満期時に追加的な支払を行わなければならない取引、保証購入者が取引を途中で解約する権利を有する取引及び事前に定めた時価で将来のある時点において取引を中断することにつき保証提供者と保証購入者の間で予め合意している取引。</u> (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】 (略) Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－１ 意義【共通】 (略) Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点 Ⅱ－２－５－２－１ 組合【組合】 (略) Ⅱ－２－５－２－２ 農中【農中】 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（農中でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びＣＤＳ取引についても、同様の留意が必要となる。 ① 商品の適切な価格評価 市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びＣＤＳ取引を含	Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】 (略) Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－１ 意義【共通】 (略) Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点 Ⅱ－２－５－２－１ 組合【組合】 (略) Ⅱ－２－５－２－２ 農中【農中】 (1)・(2) (略) (3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（農中でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びＣＤＳ取引についても、同様の留意が必要となる。 ① 商品の適切な価格評価 市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びＣＤＳ取引を含

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。 ア～ウ (略) (新設) ②～④ (略) Ⅱ－２－５－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（平成 19 年 3 月期より適用）【農中】 (略) Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応【共通】 (略) Ⅱ－２－６ 流動性リスク Ⅱ－２－６－１ 意義【共通】 (略) Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点【共通】 預貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、	む。)に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。 ア～ウ (略) <u>エ 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</u> ②～④ (略) Ⅱ－２－５－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等（平成 19 年 3 月期より適用）【農中】 (略) Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応【共通】 (略) Ⅱ－２－６ 流動性リスク Ⅱ－２－６－１ 意義【共通】 (略) Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点【共通】 預貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(1) (略) (新設) (2)・(3) (略) Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応【共通】 (略) (中略) Ⅱ－３－１－５ 出資増強時における留意点【共通】 系統金融機関の普通出資（後配出資を含む。以下同じ。）については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。系統金融機関における出資増強時の監督に当たっては、こうした系統金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。 なお、<u>系統金融機関における優先出資及び農中法自己資本比率告示第5条</u>	(1) (略) (2) <u>農中においては、理事会は、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010 年 12 月)に定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率について、それぞれ平成 27 年又は平成 30 年から適用されることに向けた体制の整備を検討しているか。</u> (3)・(4) (略) Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応【共通】 (略) (中略) Ⅱ－３－１－５ 出資増強時における留意点【共通】 系統金融機関の普通出資（後配出資を含む。以下同じ。）については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。系統金融機関における出資増強時の監督に当たっては、こうした系統金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。 なお、<u>組合における優先出資及び農中法自己資本比率告示第6条第4項若</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</u> Ⅱ－3－1－5－1 着眼点【共通】 (略) Ⅱ－3－1－5－2 監督手法・対応【共通】 (略) (中略) Ⅲ－4－6 自己資本の適切性（資本の質） Ⅲ－4－6－1 主な着眼点 Ⅲ－4－6－1－1 経営管理委員、理事及び理事会【農中】 (1)～(4) (略) (新設)	<u>しくは第7条第4項等に定める農中又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、<u>具体的事情に応じて</u>適宜、読み替えて対応するものとする。</u> Ⅱ－3－1－5－1 着眼点【共通】 (略) Ⅱ－3－1－5－2 監督手法・対応【共通】 (略) (中略) Ⅲ－4－6 自己資本の適切性（資本の質） Ⅲ－4－6－1 主な着眼点 Ⅲ－4－6－1－1 経営管理委員、理事及び理事会【農中】 (1)～(4) (略) <u>(5) 理事会は、資本計画の策定に当たり、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】 (1) (略) <u>(2) 農中は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u> <u>① 自己資本の中で基本的項目（Tier1）が中心の資本構成となっているか。</u> <u>② 基本的項目（Tier1）の中でも普通出資が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（資本金及び資本剰余金のうち普通出資以外の出資に相当する金額を除く。）が基本的項目（Tier1）の主要な部分を占めているか。</u> <u>③ 自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本（海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目）に過度に依存することにより自己資本比率が低下するリスクが大きくなっていないか。</u>	<u>み」（2010 年 12 月）（以下「バーゼルⅢ」という。）及びバーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」（2011 年 7 月）（以下これらの文書を含むバーゼル銀行監督委員会における合意を「バーゼル合意」と総称する。）に従い、平成 28 年以降に段階的に積立てが求められる資本バッファを十分に勘案しているか。</u> Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】 (1) (略) <u>(2) 農中は、バーゼル合意の趣旨を踏まえて農中法自己資本比率告示により、農中法自己資本比率告示に定める水準以上の普通出資等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、農中が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u> <u>① 普通出資等 Tier 1 資本は、普通出資に係る会員勘定が中心の資本構成となっており、普通出資に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通出資等 Tier 1 資本の主要な部分を占めているか。普通出資等 Tier 1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通出資等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。</u> <u>② 普通出資、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、農中法自己資本比率告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(3) 資本調達を行った系統金融機関が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。 (4) (略) (新設) Ⅲ－４－６－１－３ 十分な自己資本維持のための方策【農中】 (略) Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－１ オフサイト・モニタリング【農中】 (1) 総合的なヒアリング及び上半期末における財務内容ヒアリングにおいて、自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関する情報開示の内容を確認する。	<u>意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</u> ③ <u>農中がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を農中の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</u> ④ <u>資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれる場合には、現物出資財産の価額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。</u> (3) 資本調達を行った組合が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。 (4) (略) <u>(5) 農中は、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの自己資本比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下「レバレッジ比率」）を四半期ごとに計算しているか。</u> Ⅲ－４－６－１－３ 十分な自己資本維持のための方策【農中】 (略) Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－１ オフサイト・モニタリング【農中】 (1) 総合的なヒアリング及び上半期末における財務内容ヒアリングにおいて、自己資本の充実の状況を確認するとともに、繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関する情報開示の内容を確認する。<u>また、これらのヒアリングにおいて、直近の連続する二つの四半期のレバレッジ比率も確認す</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) (略) Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認【共通】 (新設) 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農協法自己資本比率告示又は農中法自己資本比率告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」(平成10年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 (1) TierⅡ適格性(劣後ローンによる借入れについて) 信用事業命令第58条第1項第13号又は農中法施行規則第150条第1項第23号に規定する劣後特約付金銭消費貸借(以下「劣後ローン」という。)による借入れの届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ① (略) ② 農協法自己資本比率告示第5条第1項第4号若しくは第13条第1項第4号又は農中法自己資本比率告示第18条第1項第4号若しくは第6条第	る。 (2) (略) Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 Ⅲ－４－６－２－２－１ 組合【組合】 組合の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農協法自己資本比率告示並びにバーゼル合意(バーゼルⅢを除く。以下このⅢ－４－６－２－２－１において同じ。)及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」(平成10年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 (1) TierⅡ適格性(劣後ローンによる借入れについて) 信用事業命令第58条第1項第13号に規定する劣後特約付金銭消費貸借(以下「劣後ローン」という。)による借入れの届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 ① (略) ② 農協法自己資本比率告示第5条第1項第4号又は第13条第1項第4号に該当するものとして借入する場合には、利払いの義務の延期が認めら

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>1項第4号</u>に該当するものとして借入する場合には、利払いの義務の延期が認められるものとするために、少なくとも当該<u>系統金融機関</u>に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該<u>系統金融機関</u>が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。 また、事業を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば行政庁が要求する最低自己資本比率基準の2分の1に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。（平成11年3月1日以降に契約又は契約更改されるものにつきチェックする。） ③ <u>農中法自己資本比率告示第17条第4項及び第5条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を農中に回金するために農中より借入が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が農中法自己資本比率告示及び監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</u> ④ （略） ⑤ 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、行政庁の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。 なお、事前承認に当たっては、農協法自己資本比率告示又は農中法自己資本比率告示及び監督指針Ⅲ－4－6－2－3に留意するものとする。	れるものとするために、少なくとも当該<u>組合</u>に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該<u>組合</u>が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。 また、事業を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば行政庁が要求する最低自己資本比率基準の2分の1に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。（平成11年3月1日以降に契約又は契約更改されるものにつきチェックする。） （削る） ③ （略） ④ 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、行政庁の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。 なお、事前承認に当たっては、農協法自己資本比率告示及び監督指針Ⅲ－4－6－2－3<u>－1</u>に留意するものとする。

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
⑥ 農協法自己資本比率告示第5条第3項及び第13条第3項並びに農中法自己資本比率告示第18条第3項及び第6条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。 ア～ウ （略） (2) Tier I 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について） <u>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を農中に回金するために農中より借入が行われる劣後債務の借入の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u> ① 農中法自己資本比率告示第17条第4項及び第5条第3項に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、<u>農中が直接国内で永久優先出資を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら農中の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</u> ア <u>農中にとって発行代り金は即時かつ無制限に利用可能なものであるか。</u> <u>仮に、発行代り金が海外目的会社において利用可能なものである場合には、連結ベースでの自己資本には算入可能であるが、その場合でも、農中の健全性に問題が生じる十分前に、例えば行政庁の要求する最低自己資本比率を下回る場合には、例えば農中の発行する基本的項</u>	⑤ 農協法自己資本比率告示第5条第3項及び第13条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。 ア～ウ （略） (2) 削除

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>目に該当する資本への転換などにより発行代り金相当額が即時・無制限に農中に利用可能となる契約内容となっているか。</u> <u>イ 当該優先出資証券に先立って農中の普通出資への配当が停止されている場合には、農中が優先出資証券の配当の金額と時期についての裁量を有しており、停止した優先出資証券の配当は農中に完全に利用可能なものであるか。また、国内直接発行の優先出資が存在する場合、それに対する配当と連動する契約内容となっているか。</u> <u>ウ 上記に関わらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する農中のその他証券の配当金額合計が、農中の分配可能額を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</u> <u>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先出資証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</u> <u>エ 当該優先出資証券の配当が事前に設定されている場合には、発行者のその後の信用度によって設定が変更されることがないようにしているか。</u> <u>② 農中法自己資本比率告示第 17 条第 2 項及び第 5 条第 2 項に定めるステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、農中法自己資本比率告示第 17 条第 2 項及び第 5 条第 2 項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行</u>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
であるかを問わず)適用する。)。 <u>ア 『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</u> <u>イ 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に 1 回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。</u> <u>ウ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記アの範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u> <u>エ 発行後一定期間経過後にステップ・アップ金利を付す旨の特約等が付されている場合、当該特約等は当該資本調達手段の発行後 10 年目以降に発動されるものとなっているか。</u> (新設)	<u>Ⅲ－４－６－２－２－２ 農中【農中】</u> <u>農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</u> <u>(1) その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u> ① <u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものとするために、その他 Tier 1 資本調達手段のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律上の優先出資に該当しないものについては、当該その他 Tier 1 資本調達手段及びこれと同順位の利息の受領権を有する農中の他の資本調達手段に係る利息の支払額並びに農中の出資に係る剰余金の配当額の合計額が、農中法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない旨の契約内容になっているか。</u> <u>（注）なお、農中は、その出資（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段に該当するものを含む。）に対する剰余金の配当額の決定に際し、その他 Tier 1 資本調達手段のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律上の優先出資に該当しないものに係る利息の支払額につき、その調達スキームの特性を勘案の上、実質的に考慮すべきことに留意する。</u> ② <u>農中の任意（オプション）による償還についての事前確認に当たっては、農中法自己資本比率告示及び下記Ⅲ－４－６－２－３－２に留意するものとする。</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	③ <u>その他 Tier 1 資本調達手段が、農中法自己資本比率告示第 6 条第 4 項第 11 号の負債性資本調達手段に該当する場合、連結普通出資等 Tier 1 比率が一定の水準（以下「ゴーイング・コンサーン水準」という。）を下回ったときに連結普通出資等 Tier 1 比率が当該水準を上回るために必要な額の元本の削減又は普通出資の転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていることが必要となるが、当該その他 Tier 1 資本調達手段に係る特約は、以下の内容を全て満たしているか。</u> <u>なお、当該その他 Tier 1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額は、その元本の全額につき元本の削減等が生じたと仮定した場合に少なくとも生じると合理的と考えられる連結普通出資等 Tier 1 資本の額に限られることに留意する。</u> <u>ア ゴーイング・コンサーン水準として、連結普通出資等 Tier 1 比率で 5.125%以上の水準が定められているか。なお、ゴーイング・コンサーン水準を下回ったか否かの判断は次の連結普通出資等 Tier 1 比率によるものとし、農中は、連結普通出資等 Tier 1 比率がゴーイング・コンサーン水準を下回ったことにより元本の削減等が生じる場合、直ちにその旨の公表及び保有者に対する通知を行う内容になっているか。</u> <u>（i）決算状況表（中間期にあっては仮決算状況表）により報告された連結普通出資等 Tier 1 比率</u> <u>（ii）業務報告書により報告された連結普通出資等 Tier 1 比率</u> <u>（iii）法令又は金融商品取引所の規則に基づき連結普通出資等 Tier 1 比率を公表している場合には、これにより報告された連結普通出資</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>等 Tier 1 比率</u> <u>(iv) 上記 (i) から (iii) までの報告がされた時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた農中と監査法人等との協議の後、農中から報告された連結普通出資等 Tier 1 比率</u> <u>ただし、上記 (i) から (iii) までの報告によって農中の連結普通出資等 Tier 1 比率が報告されるまでの間に、元本の削減等がなくても連結普通出資等 Tier 1 比率につきゴーイング・コンサーン水準を上回らせるものとするために合理的と認められる計画が農中から当局に提出され、当局の承認が得られた場合には、元本の削減等の効果を生じさせないことができるものとする。</u> <u>(注) なお、単体自己資本比率におけるその他 Tier1 資本調達手段の要件を満たすためには、農中法自己資本比率告示第 18 条第 4 項第 11 号のゴーイング・コンサーン水準として単体普通出資等 Tier 1 比率で 5.125%以上の水準が定められていることが必要となる。</u> <u>イ 元本の削減に係る特約が定められている場合、以下の事項を全て満たしているか。</u> <u>・ 元本の削減が行われる場合、当該削減がなされる部分に係る額の残余財産の分配請求権の額又は元本金額、償還金額及び剰余金の配当額又は利息の支払額が減少するものであること。</u> <u>・ 元本の削減が行われた後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された部分の元本の全部又は一部の回復が可能な内容とする場合には、当該元本の回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通出資等 Tier1 比率が維持されることが、その条件に</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>含まれていること。</u> ウ <u>普通出資への転換に係る特約が定められている場合、以下の事項を全て満たしているか。</u> ・ <u>ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に、普通出資への転換が必要な額その他の転換に関する事項を確定の上、適用ある法令に従い、直ちに当該必要な額又はその全額のその他 Tier 1 資本調達手段が普通出資に転換されるものであること。</u> ・ <u>ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に増加される普通出資が定款の出資の総口数の最高限度を上回ることのないように、適切な転換水準が設定されており、かつ、定款において必要な出資の総口数の最高限度が確保されていること。</u> ④ <u>告示第 6 条第 4 項第 15 号本文等に従い、元本の削減等又は公的機関による資金援助がなければ農中が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011 年 1 月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。</u> ア <u>実質破綻事由が発生した場合に農中の普通出資への転換がなされる内容である場合には、実質破綻事由が発生した際に、適用ある法令に従い直ちにその保有者に対して農中の普通出資が交付されるために必要な事前の手續が全て履踐されていること。なお、公的機関による資金の援助その他これに類する措置が必要と認められる場合</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>においては、かかる普通出資の交付は、これらの措置が実施される前に行われなければならない。</u> <u>イ 農中の海外子会社（告示第6条第3項に規定する特別目的会社等（以下「特別目的会社等」という。）を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を農中の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためは、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減等又は農中への公的機関による資金援助がなければ農中が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減等又は農中への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通出資に代えて、農中の普通出資を当該資本調達手段の保有者につき増加させることを妨げない。</u> <u>なお、農中法自己資本比率告示第6条第4項第15号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められない場合には、法令の規定に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、農中に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。</u> <u>⑤ 農中が特別目的会社等を通じてその他 Tier 1 資本調達手段の発行を行う場合、当該特別目的会社が発行する資本調達手段及びその発行代り金を利用するために発行される資本調達手段の双方について、上記</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>①から④までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。</u> <u>(注) 例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記④の判断に際しては、当該資本調達手段における実質破綻事由として、その親法人等である農中の実質破綻事由が定められなければならない。</u> <u>(2) Tier 2 資本調達手段としての適格性</u> <u>農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u> <u>① 劣後債権者の支払請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる内容となっているか。</u> <u>② 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払を無効とする契約内容がある旨の記載があるか。</u> <u>③ 農中の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、農中法自己資本比率告示及び下記Ⅲ－４－６－２－３－２に留意</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－４－６－２－３ 期限前弁済の届出受理に際してのチェック【共通】 (新設) (1) 信用事業命令第 58 条第 1 項第 14 号又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 24 号に規定する劣後ローンの期限前弁済の届出（当該劣後ローンが海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を農中に回金するためのものである場合も含む。）を受理しようとする時は、農協法自己資本比率告示又は農中法自己資本比率告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10	するものとする。 ④ 農中法自己資本比率告示第 7 条第 4 項第 10 号等に定める特約その他の定めを付す場合、上記(1)④に記載された点に留意するものとする。 ⑤ 農中が特別目的会社等を通じて Tier 2 資本調達手段の発行を行う場合には、当該特別目的会社が発行する資本調達手段及びその発行代り金を利用するために発行される資本調達手段の双方について、上記(1)①から④まで又は上記(2)①から④までに従い、その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性又は Tier 2 資本調達手段としての適格性を確認すべきことに留意する。 （注）例えば、特別目的会社等が発行する資本調達手段に関する上記(1)④又は上記(2)④の判断に際しては、当該資本調達手段における実質破綻事由として、その親法人等である農中の実質破綻事由が定められなければならない。 Ⅲ－４－６－２－３ 期限前弁済の届出受理に際してのチェック Ⅲ－４－６－２－３－１ 期限前弁済の届出受理に際しての確認【組合】 (1) 信用事業命令第 58 条第 1 項第 14 号に規定する劣後ローンの期限前弁済の届出を受理しようとする時は、農協法自己資本比率告示並びにバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）及び「自己資本の基本的項目（Tier I）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出組合における期限前弁済後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するもの

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出系統金融機関における期限前弁済後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 (2) 農中法自己資本比率告示第 17 条第 5 項第 2 号及び第 5 条第 4 項第 2 号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は農協法自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項第 2 号並びに農中法自己資本比率告示第 18 条第 2 項第 2 号及び第 6 条第 2 項第 2 号に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。 <u>(注) 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の償還を行うために資本調達（再調達）を行うときに、当該資本調達が償還日よりも前に行われる場合には、当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする。</u> (新設)	とする。 (2) 農協法自己資本比率告示第 5 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項第 2 号に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。 <u>Ⅲ－４－６－２－３－２ 農中の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【農中】</u> <u>(1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 24 号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出（当該劣後ローンが特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を農中に回金するためのものである場合を含む。）を受理しようとする時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>旨を十分に踏まえるとともに、農中における期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）後の自己資本比率がなお十分な水準を維持されるかどうか、特に留意するものとする。</u> <u>(2) その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</u> <u>① 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等又は買戻し以前に行われているか、又は当該償還等又は買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、農中が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier1 資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</u> <u>② 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる農中の金利負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められる</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、増資時（<u>基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。</u>）において、必要に応じて、以下に関する資料の提出を求めることとする。 ① 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由（新設） ② 今後の資本政策の予定（<u>海外優先出資証券等による代替調達計画を含む。</u>） （注）なお、増資（<u>海外優先出資証券の発行を含む。</u>）のコンプライアンスについては、Ⅱ－３－１－<u>４</u>を参照。 Ⅲ－４－６－２－５ 監督上の対応【農中】 （略） Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－１ 意義【共通】	<u>か。</u> ③ <u>資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が、農中の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</u> Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、増資時（<u>その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。</u>）において、必要に応じて、以下に関する資料の提出を求めることとする。 ① 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由 ② <u>払込みが金銭以外の財産によってなされる場合には、当該財産の価額算定の適切性</u> ③ 今後の資本政策の予定（代替調達計画を含む。） （注）なお、増資（<u>その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。</u>）のコンプライアンスについては、Ⅱ－３－１－<u>５</u>を参照。 Ⅲ－４－６－２－５ 監督上の対応【農中】 （略） Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－１ 意義【共通】

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(略) Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】 自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。 (1) 農中は自己資本比率の算定に関する外部監査(『<u>自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い</u>』(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。 (2) 「意図的な保有」控除のためのチェック ① 金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、農協法自己資本比率告示第 6 条第 1 項及び農中法自己資本比率告示第 8 条第 1 項において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の持分(株式)その他の資本調達	(略) Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】 自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。 (1) 農中は自己資本比率の算定に関する外部監査(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。 (2) <u>組合についての</u>「意図的な保有」控除のためのチェック ① 金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意(<u>バーゼルⅢを除く。</u>)における指摘を踏まえ、我が国においては、農協法自己資本比率告示第 6 条第 1 項において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の持分(株式)その他の資本調達手段を保有して

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
手段を保有している場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。 ア・イ （略） ②・③ （略） （新設）	いる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。 ア・イ （略） ②・③ （略） <u>(2-2) 農中についての「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」控除のためのチェック</u> ① <u>金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、農中及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、農中法自己資本比率告示第8条第4項等において、農中及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農中又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、農中及び他の金融機関等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u> ア 農中又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、農中又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調達手段

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(3)・(4) (略) Ⅲ－４－７－３ 監督手法・対応【共通】 (略)	<u>を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も農中又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u> <u>イ 農中又は連結子法人等が、平成 22 年 12 月 17 日以降、他の金融機関等（我が国の預貯金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、農中又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が農中又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u> <u>※ したがって、他の金融機関等が農中又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。</u> (3)・(4) (略) Ⅲ－４－７－３ 監督手法・対応【共通】 (略)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(以下略)	(以下略)